

ご存じですか？こんな制度



12月3日～9日は
「障害者週間」です

岡やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

平成16年（2004年）に障害者基本法が改正され、12月3日～9日を法律に基づいて「障害者週間」として定められました。この期間は、広く障害者福祉について関心と理解を深め、障害者が社会活動に参加する意欲を高めるためのものです。障害がある人もない人も、その人らしさを認め合いながら共生できる社会をつくっていきましょう。

●**有料道路通行料金の割引**
身体障害者手帳または療育手帳に割引資格証明を受け、料金所で提示することで、通行料金が割引されます。ETCを利用する場合は、ETCカードと車載機を登録することで利用できます。

・対象者／身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方。介護者の場合は、第1種の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方。

●NHK放送受信料の割引

障害者の方がいる世帯で、町民税の課税状況や障害の程度により、全額免除または半額免除になる場合があります。

・対象者

・半額免除／契約者が視覚・聴覚障害者または重度の障害者で世帯主の方。

・全額免除／世帯員に障害者手帳をお持ちの方がおり、世帯構成員全員が町民税非課税の方。

●福祉タクシー利用券

町内在住の重度身体障害者に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的に、福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付しています。1枚でタクシーの基本料金相当額を助成します。

・対象者／有田川町に住民登録されており、有田川町で管理する身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方。

●自動車改造費助成

身体障害者が就労など社会活動への参加に伴い、自動車を改造する場合、その自動車の改造に必要な経費の一部を助成します。本人、配偶者

および扶養義務者の所得によっては助成を受けられない場合があります。

・対象者／身体障害者手帳1・2級をお持ちで、ハンドルやアクセルを改造する必要がある方。

・助成額／上限10万円

●自動車操作訓練費助成

身体障害者が就労など社会活動への参加に伴い、自動車運転免許証を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。

・対象者／身体障害者手帳1～4級をお持ちで、就労などの社会活動へ参加する方。

・助成額／免許取得に要する費用の3分の2（上限10万円）

●重度身体障害者住宅改造助成

在宅の重度身体障害者に対し、トイレや玄関などの住宅改造に要する費用の一部を助成します。

・対象者／肢体不自由、じん臓、または視覚障害の1級もしくは2級の身体障害者手帳をお持ちで町民税所得割額が46万円未満である方

・助成額／最大40万円程度

※費用や課税状況等に応じて助成額が変動します。

●障害者通所施設遠距離通所補助金制度

町内外の障害者施設までの距離が2km以上であり、路線バス・鉄道を利用した通所に対し、経済的負担の軽減と障害者福祉の増進のため、補助金を支給します。

障害のあるお子さまのいるご家族へ

●特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持する方に支給されます。

●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

●障害児通所施設遠距離通所補助金制度

町内外の障害児通所施設までの距離が4km以上の通所に対し、保護者の負担の軽減と児童の療育の場の確保のため、補助金を支給します。

障害児者サポートブック

有田川町では、障害のある方が利用できる制度などをまとめた「障害児者サポートブック」を配布しています。

●配布場所／やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・住民課（吉備庁舎）・清水

行政局住民福祉室・各出張所